



令和7年10月28日

後期高齢者医療保険料高額療養費の誤入金について

町では、令和7年度後期高齢者医療保険料高額療養費の給付金(9月5日払い)を、振込口座登録の誤りにより、別人に誤って入金したことが判明しました。

本件を厳粛に受け止めるとともに、再発防止に向け、より厳正な確認体制を徹底し、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 経緯等

令和7年10月10日に高額療養費支給対象者のご親族から、振込通知書に記載の振込先口座が別人の口座となっている旨の連絡があり、確認をした結果、町の口座登録誤りにより、令和7年9月5日付けで高額療養費2,229円を支給対象者とは別の方の口座に支払っていたことが発覚しました。

このことから、本来の高額療養費支給対象者に説明及び謝罪をし、給付金のお支払い手続きを進めています。

また、誤入金した方にも説明及び謝罪を行い、返金の調整を行っています。

現時点では、その他の高額療養費等の誤入金はありません。

2 原因

本件は、令和4年12月27日に行った口座登録の誤りに起因し、当時、登録事務を担当者のみで事務処理を進めており、組織的な確認体制が不十分でした。

3 再発防止

現在、後期高齢者医療申請書類については、所管の広島県後期高齢者医療広域連合へ送付の前に、係員等による複数体制で確認を行なっております。これに加え、過去(特定期間)に登録された口座の再確認等を行い、再発防止を徹底します。